もも*教職員も誰もが安心して学び働ける明るい学校に* パワハラ防止要綱制定。懲戒処分にパワハラ加える

綱」を策定し、

市区町村教育委員会に通

知しました。

今回の支部ニュースは、

パワハラの根絶を呼びかける特集としました。

子どもも教職員も「誰もが安心して学び働ける明るい学校」

「誰もが安心して学び働ける明るい学校」にするた都及び都教委の通知、杉並区教の方針を紹介しな

今年の6月からパワハラ防止法が制定されました。これを受け東京都総務にかかわる訴えや相談が増えています。最近、都教組杉並支部には、職場におけるパワハラや不適切な指導・言動

職場におけるパワハラや不適切な指導

局は、パワー・ハラスメント防止の「基本方針」、東京都教育委員会は

「要

もらいたい。』

ている。深刻な状態になる前に相

談して

早めに声かけを行ってくださ、仕事ぶりの異変に気づいた時

V

の異変に気づいた時は、

る恐れがあります。

職

員の態度

P

ておくと、

問題がさらに大きくな

また、パワー・ハラスメントに

れで病んでしまったという話も来

ればならないか?

VI 『パワー・ 、ます。 の基本方針では次のように ハラスメントは、 その対象 示され 7

ビスの る。 トは、 また、 ものであり、 なった人の尊厳 阻害する行為であり、 職場にお 低下につな 職場の秩 人権上 (序を乱 や人格を不当に けるパワー・ハラスメン がり 一の問 りかねない。 し、 業 題であ 務 る。 ものであります。 の遂行を 傷 っけ る (1)

われることのないた東京都は、パワー 推進する。 ワー・ハラスメントが よう 勤務環 境 づくり を 3 (4)

推

(8) 自分の意に沿った発言をするまで怒 部下に責任を転嫁したりする。 けたり、自分のミスを有無を言 わ さず

パワハラの相談窓口は?

校に窓 口もありますが、 杉並区 育

学

東京都教職員組合 杉並支部情宣部 2020年 9月17日 4号 Tel 3399-8719

支部ホームページ ttp://tokyousosug inami.web.fc2.com



ます。昨年の教育予算要請の場で委員会人事企画課でも受け付けて

でてはい

パワハラに気づいたときは

次のように回答しています。

『パワハラについては、人事企画課

都教組

部

ПП

Fax 3399-3855

らだけでなく同僚・先輩からの

になって相

談を受けている。

管理 パワハラ

職

『パワー・ハラスメント

を放置

に呼びかけています

 \mathcal{O}

「基本方針」

では次のよう

パワハラの例

から抜粋 暴 な 介 指 指針又は人事院の指記都の「基本方針」で 攻撃 してい 言)(イ)該当すると考えられ の「基本方針」で へ 脅 します。 ま 迫・名誉棄 その 中 針 損・侮辱・ひど は、 0) における例 $\begin{bmatrix} 2 \\ 2 \end{bmatrix}$ 厚生労 る 精 示 神的 を

0) 他の職員の 動を行うことを含 の性的指向・性自認に関する侮辱的人格を否定するような言動を行う。 前で無能なやつだと言っ

業務の遂行に関する必要以上に長 わたる厳しい叱責を繰り返し行う。 土下座をさせたりする。 時 間

他の職員の

面前における大声での

威

)改善点を具体的に指示することなく、 な叱責を繰り返し行う。 しを命じ 間にもわたって繰り返し文書の 書 直 何

ように定義しています。

都の基本方針、都教委の

要

綱

では

次

パワハラとは?

『パワー・ハラスメントとは、

職

務に

関

係を背景として

であ 業 務 する

いって、

職員 かつ

0 相

人格若しくは 当な範囲を

尊

厳を

超

える言動 行われる

上

一必要 越的な関

るようなものをいう。

又は職員の勤務環境を害することと

パワー・

ハラスメント

内部通報及び告

※

る不利益 非違 職 (パワハラに 出についても同様 員 は、 為の 一も受けないものとする。 通 報したことにより、 事 . 関する相談及び苦情の ,実を内部 の配慮がされ 機 関 通 いか る。 報

免職 パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手が強 度の心的ストレスの重積による精神疾患にり患した場合 -・ハラスメントを行ったことについて指導、注意 等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰 り返した場合 ・パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著し

「非行の種類及び処分量新しく加わった都教委の

停職 減給 停職 減給 免職 停職 減給

受けていることが分かった場合は、

パワー・ハラスメント

一の被害

を促すことも必要です。

たる恐れ

がある言

動

が見受けら

意れ

る場合は、

職場の同

僚として注

職員が一人で悩みを抱え込むこと

がないように、

積

極的に声かけ

を

解決が困じ

難な内容であれ

ば、

速な対応を心がけることが必要 相談窓口をあんないするなど、

で迅

を強く求めますとりわけ、管理職の意識改革職場からパワハラをなくそう 職の意識改革

い精神的又は身体的な苦痛を与えた場合

立しましょう。特に、はいけないのだ」とい が強く求められます。 も 管理職のみなさんの意識改るパワハラの相談が多いことか 人 しょう。特に、管理職ないのだ」という認識 一人が「パワハラはやっ 識を に 革 5 よ確

も安心 そして、 指していうではありませんか。 学習(研修)をしていきましょう。 そのため、 して学び、 力合わせ子どもも教職 職場で 働 の話し合い ける学校を い 8 目 員

いや都て人教の事組 が相談を 杉 並 支 受け付い 部 紀合加入などに いては、パワー けてい パワ ま に ラ

【裏面もご覧ください】

「これってハラスメント?」一人で悩まず、まず相談!

都教組ハラスメント学習会・相談会のお知らせ

都教組には新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校中にも、また学校再開後も、新採者や青年を中心とする教職員から、管理職や主幹教諭、〇〇主任、指導教員などからのハラスメント、不適切な指導・言動にかかわる相談が多数寄せられています。場合によっては保護者などからの圧力によるものもあります。

「これってハラスメントですか」という疑問から、ハラスメントをなくすにはどうしたらよいかという相談、またすでにメンタル不全によって体調を崩したり、電話口で涙ぐんでいる様子が伺えたりするような青年からの相談もあります。また、同僚が自殺してしまうのではないかと心配だ、という深刻な相談もあります。

6月に不十分ながらパワハラ防止法が施行され、都教 委も防止に向けた基本方針を策定し区市町村教育委員会 に通知しています。

都教組は新採者や青年を中心に、教職員のいのちと健

康、雇用を守り、職場環境の改善のため、毎年とりくみ を強めています。コロナ禍におけるハラスメントの増加 状況から、緊急のとりくみをすすめることにしました。

その一環として、下記のような学習会、相談会を、オンライン含めて開催します。これがハラスメントかどうか聞きたい、ハラスメントで困っていて何とかしたい、同僚がハラスメントを受けているがどうしたらよいかわからない、組合ではどうやってとりくんでいるのか知りたいなど、関心のある教職員ならどなたでも参加していただけます。都教組でとりくめることや助け合いの共済についてもお知らせします。とりわけ新採者や青年の皆さんでハラスメントを受けていると思われる方や関心がある方のご参加をお待ちしています。もちろん緊急を要する場合にはいつでも連絡してください。

(都教組 03-3230-3891)

新採者や採用されてから年の浅い教職員の方は、「自分に力がないからだ」「自分が悪いからだ」という自己責任に苛まれないよう、くれぐれもご留意ください。

〇日 時 10月2日(金) 18時45分~20時30分

〇場 所 エデュカス東京4階会議室(オンライン参加可。顔や声出しをしなくても参加できます。 ここで相談されたことは外部に知られることはありません)

〇内 容 ミニ学習会「ハラスメントと都教組のとりくみ」 質疑・具体的相談 (個別に相談したい場合は学習会終了後に対応します) 参加者交流、組合・共済の案内

〇参加費 無料

〇参加希望者はチラシに必要事項を記載の上、FAXするか(学校のFAXは使えません) 都教組に電話で連絡してください。(03-3230-3891)

*チラシはこちらからダウンロードできます \Rightarrow 20201002 tokyososirutudoiharasumento.pdf

都費スクールカウンセラーの方も 都教組に加入できることになりました

今年度より都費スクールカウンセラーが会計年度任用職員となり、地方公務員法が適用され、都教組への加入対象となり、いつでも加入できるようになりました。すでに都教組にはスクールカウンセラーからの相談が入り、本部、支部で支援をしているところです。

都費スクールカウンセラーの賃金、労働条件については、労使交渉事項になります。都教組は都費スクールカウンセラーの労働条件、職場環境等の改善に向けてとりくんでいきます。また、学校現場での働き方、ハラスメント等でお困りの方や相談したいことがある場合には、いつでも都教組に連絡してください。

(都教組電話 03-3230-3891 杉並支部:電話03-3399-8719)

都費スクールカウンセラーの加入書はこちらからダウンロードできます \Rightarrow sukuurukaunserakanyuusyo.pdf なお、組合費等は都教組にご確認ください。 (都教組: 03-3230-3891 杉並支部: 03-3399-8719)